

福島県電子社会推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 県の電子社会推進に関する活動を総合的かつ一体的に行い、その一層の推進を図るため、電子社会推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 電子社会に関する基本的な計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他電子社会推進に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 推進本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は知事、副本部長は副知事をもってあてる。

(会 議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要に応じて別表1に掲げる者以外の者を出席させ、又は出席を要請することができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、推進本部に付議する事案の調整、電子社会に関する基本的な計画の策定及び推進に関する簡易な事項について協議調整する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、企画調整部次長（情報統計担当）をもってあてる。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 6 幹事長は、必要に応じて別表2に掲げる者以外の者を出席させ、又は出席を要請することができる。
- 7 幹事（総務部、企画調整部及び生活環境部にあっては主管課長である幹事）は、所属する部局内における電子社会に関する基本的な計画の策定及び推進に関する事項について、調整及び取りまとめを行う。
- 8 幹事会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、情報政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年7月31日から施行する。
 - 2 高度情報化推進委員会設置要綱（昭和60年10月30日制定）は、廃止する。
- 附 則
この要綱は、平成13年2月5日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成13年8月6日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成17年4月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成18年4月20日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年4月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成20年7月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

知 事	農林水産部長
副知事	土木部長
直轄理事	出納局長
総合安全管理担当理事	企業局長
総務部長	病院局長
企画調整部長	議会事務局長
文化スポーツ局長	教育長
生活環境部長	警察本部長
保健福祉部長	監査委員事務局長
商工労働部長	人事委員会事務局長
観光交流局長	労働委員会事務局長

別表2（第5条関係）

知事直轄	広報課長	農林水産部	農林企画課長
総務部	総務課長	土木部	土木企画課長
	行政経営課長	出納局	出納総務課長
	文書法務課長	企業局	経営企画課長
	施設管理課長	病院局	病院総務課長
企画調整部	次長（情報統計担当）	議会事務局	総務課長
	企画調整課長	教育庁	教育総務課長
	情報政策課長	警察本部	情報管理課長
	情報システム課長	監査委員事務局	監査総務課長
生活環境部	生活環境総務課長	人事委員会事務局	総務審査課長
	災害対策課長	労働委員会事務局	審査調整課長
保健福祉部	保健福祉総務課長		
商工労働部	商工総務課長		